

2020年10月6日

日本共産党 福島 宏子

1 消費税を5%に引き下げる様、国に要請することについて

2019年10月に強行された10%への消費税率引き上げは、14年の8%への引き上げに続く、安倍政権(当時)にとって2度目の消費税増税です。

日本経済で最も大きな比重を占める個人消費が衰退しています。国内総生産(GDP)に占める個人消費の割合は、10%への増税がされた19年10月以降は55%台まで下がってしまいました。

年明け以降は消費税増税に加え新型コロナウイルスの拡大が経済に深刻な影響を与えました。9月の月例経済報告も個人消費の判断を下方修正しました。

東京リサーチによると、今年1月から8月の休廃業・解散企業は3万5816件で前年同期に比べ、23.9%も増え、倒産は5457件に上ります。

コロナに起因する解雇も急激に増え、9月23日現在、6万人を超えています。

いま必要なのは消費税の減税です。消費税の減税は、買い物たびに恩恵を与え、人々の日常生活を応援します。

『消費税なくす全国の会』が2~3月全国的に行った3000人のアンケートでは「消費税をなくすべき」…53.8%、「5%に減税」…30.3%、「8%にもどす」…6.7%と、消費税減税を求める回答が9割を超えました。

内閣府の「景気ウォッチャー調査」には「消費税引下げ等の新たな景気対策を講じなければ、景気回復は見込めない」「現金給付や消費税減税等の対応を急いでほしい」などの声が寄せられています。

国民生活を守るために、日本経済を立て直すために、消費税を5%に引き下げるよう、国に要請すること。

【区長答弁】

国は、社会保障の財源とする消費税引上げに伴う取組として、軽減税率制度などに加え、本年9月からマイナンバーカードを活用し消費活性化策を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う家計への支援として、国は特別定額給付金事業等を実施しております。

区といたしましては、消費税引下げについて国に要請することは考えておりませんが、区民生活に与える影響など、情報収集に努めてまいります。

## 2 羽田空港都心低空飛行の中止を国に要請することについて

9月28日、東京地裁にて羽田空港の新ルートの取り消しを求めた訴訟の第1回口頭弁論が行われました。原告住民は「昨年4月、国交省は地元の理解を得て進める。地元には地方議会も含まれると答えたが、品川・渋谷・港各区議会は容認できないと表明している」として、新ルートの中止を求めました。

また、国交省は新ルートを自衛隊機が飛行していることを認めました。自衛隊機は国が行っている部品欠落の報告制度や羽田空港での機体チェックの対象とされていないことは大問題です。

品川区では賛否を問う住民投票条例の直接請求署名運動が始まりました。

この間、区民から寄せられた怒りの声を紹介します。

「都心低空飛行が始まってから騒音、威圧感、落下物への不安が高まり頭痛が出るようになりました」「80デシベルで2～3分間隔で迫る航空機騒音と電波障害に悩まされている」「今までの高輪とは全く違う環境となりとても悲しいです」

「航路下に住む多くの港区民は航空機の騒音・圧迫感等により基本的人権を侵害されています。新経路の中止を切に要望します」

この区民の悲痛な訴えを聞いても区長は国に対して中止を求めることはしないというのでしょうか。コロナで国際線は9割減便になり、新ルート運用の最大の目的は崩れました。新ルートで飛ぶ必要は全くありません。区として新ルートの運用を中止するよう国に求めること。

### 【区長答弁】

区は、これまでも、国に対して、騒音対策や安全対策等を繰り返し要請してまいりました。

先月9日にも、国に対して、地方空港の更なる活用等による飛行ルートの分散化、今後の航空技術等の進展に伴う飛行経路の様々な運用などの検討を要請いたしました。

引き続き、区民の騒音や落下物に対する不安の声や、現在実施している今年度2回目の区独自の騒音測定結果を国に示し、新ルートに限らず、飛行経路の様々な運用を検討するよう、強く求めてまいります。

## 3 異常気象から生命と地球環境を守ることにについて

世界規模の気候変動をめぐって、もはや問題の先送りは許されない非常事態——文字通りの「気候危機」に人類は直面しています。

昨年12月に発表された国連環境計画（UNEP）報告では、現在各国から出されている目標通りに削減したとしても、世界の平均気温は産業革命前に比べて、今世紀中に3.2度上昇し、現在の排出ペースが続けば、3.2～3.9度上昇すると予測され、地球は破局的事

態に陥ります。

産業革命前に比べて世界の平均気温上昇を「1.5度以内」に抑えることは、人類共通の死活的な急務となっています。

異常気象が続く中、2050年 CO2排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)にするために、世界で「気候非常事態宣言」をする自治体が増えています。日本では長野県や長崎県壱岐市など全国で2県、36地方自治体が宣言。世界では、2019年10月現在20カ国1200の自治体が「気候非常事態宣言」をしています。区長は「気候変動緩和にかかる施策の充実を図り、脱炭素化社会の早期実現に努める」というのですから「気候非常事態宣言」をするべきです。

#### 【区長答弁】

区は、世界の気候変動が危機的状況であるとの認識のもと、国を上回る高い水準のCO2削減目標を設定した港区地球温暖化対策地域推進計画を策定し、CO2排出抑制の実績をあげてまいりました。

区といたしましては、気候非常事態宣言はしておりませんが、現在、策定を進めている新たな計画においても、引き続き、気候変動の緩和に係る施策の充実を図り、脱炭素社会の早期実現に努めてまいります。

#### 4 避難所のあり方について

コロナの感染症拡大によって、これまでの避難所の改善が求められています。

区長は第2回定例会で、避難所の拡充を求めた私たちの質問に対し、間隔を2メートル以上確保できるよう、各避難所で使用していないスペースを見直し、収容人数の見直しを進めている。都立施設の活用や区内ホテルの客室の借り上げ、区内寺院を避難所として利用することについても検討すると答弁をされました。進捗状況について、答弁を求めます。

避難所運営、防災には女性の視点からの改善が求められます。

男女共同参画局は、災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興に関するガイドラインを今年5月に公表しました。

避難所は生活の場であり、衛生面や食事、育児や介護等が安全に過ごせなければなりません。

災害時などは普段の課題がいっそう顕著になって現れます。だからこそ日頃の備えが求められます。

ガイドラインでは平常時の備えとして、防災危機管理担当部局で女性職員が少ないことも指摘しています。港区でも防災課の職員23名中男性職員17名、女性職員は6名、課長・係長は全員男性です。

①ジェンダー平等の視点からガイドラインを参考に避難所、防災計画の見直しを行うこと。

②防災に関わる区の職員の女性職員の比率を高めること

③地域の防災や避難所運営など女性のリーダーが求められます。区として地域の女性リーダーを育てるための支援を行うこと。

#### 【区長答弁】

①区は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、区民避難所の1人当たりのスペースを1.65㎡から6㎡に拡大いたしました。これにより57か所の区民避難所の収容人数は、これまでの約42,200人から約12,000人となります。

収容人数の見直しに伴い、新たな避難所の確保のため、現在、区内都立高校3校については東京都と、6か所のホテルについては各事業者と、具体的内容を協議しております。

また、2か所の寺社や、帰宅困難者の一時滞在施設の提供の協定を交わしている69の民間事業者に対し、協力を要請しております。

②港区地域防災計画では、女性や要配慮者の視点を取り入れながら避難所運営に当たることを定めております。

区と各地区防災協議会が作成している避難所運営マニュアルには、防犯のための避難所内の巡回や避難所の運営体制への女性の参加などを盛り込むとともに、女性の授乳・更衣用のテントや女性専用トイレの配備等の環境整備を進め、女性が安心して避難所生活を送ることができる避難所運営に努めております。

今後も、男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインも踏まえながら、女性の視点に立った防災対策の充実に努めてまいります。

③災害対応においては、プライバシーの保護、トイレや保育スペースなどに関する女性のニーズを把握し、それを職員が施策へ適切に反映させることが重要です。

引き続き、災害対応力の強化に向けて、女性の視点を反映させ、女性への配慮が行き届く取組を推進できるよう、防災関係部門への女性職員の積極的な配置に努めてまいります。

④区では、防災士資格取得支援事業を実施しており、資格取得者の約4割に当たる311名の女性が防災士となっております。

女性の防災士の中からは、自主的に女性の視点で災害への備えを研究する「みなと防災女子会」といったグループ活動が生まれており、地域での活動が期待されております。

また、昨年は、区内在住・在勤・在学者を対象に、女性の視点をテーマとした防災講演

会を実施いたしました。

今後も、防災士の活動の支援とともに、研修や講座開催時の一時保育など、女性がより参加しやすい環境づくりに努め、女性の防災リーダーの育成に取り組んでまいります。

## 5 アスベスト対策について

大気汚染防止法の一部を改正する法律が、2020年5月29日に可決、成立し、石綿(以下、「アスベスト」という)含有建材への規制対象がレベル3建材にも拡大されました。これにより、規制対象の件数が、現状の約1万6000件の5~20倍に増えるといわれています。

解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事で、請負金額が100万円以上の改修工事、工作物の解体・改修工事が対象になります。

報告については、アスベスト含有の有無に関わらず、調査結果の都道府県への報告が義務付けられます。

個人住宅の改修・解体も対象になることから、助成対象の拡大が必要です。

- ①すべての事前調査費用の助成を行うこと。
- ②アスベスト含有成形版についても、含有検査費用の助成を行うこと。
- ③改修工事も含まれることになれば、仕事量が大幅に増えることとなります。今から職員の増員の準備をすすめること。
- ④レベル3についても、建物や工作物の改修、解体にあたっては、近隣への説明、アスベストが飛散して作業員や近隣住民、通行人等に影響が出ない飛散防止対策を義務づけること。
- ⑤今回の法改正で対象が大幅に拡大されます。調査費用、除去費用について、千代田区、新宿区や練馬区などの助成額を参考に、引き上げること。

### 【区長答弁】

①区では、「港区アスベスト対策費助成要綱」に基づき、区内に対象建築物を有する個人や中小企業者等に対し、吹き付け材等のアスベスト含有検査や除去等工事に要する費用について助成を行っております。

また、アスベスト含有の有無に係る検査においては、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施することを定めております。

事前調査費用の助成につきましては、他区の制度や事例等も参考にしながら、調査・研究してまいります。

②大気汚染防止法の改正に伴い、規制対象が全ての石綿含有建材に拡大されるため、今後、届出件数の増加が想定されます。

アスベスト含有成形板の検査費用の助成につきましては、届出件数等の推移を見ながら、他区の状況や制度等も参考に、調査・研究してまいります。

③区はこれまでも、アスベストに係る指導業務につきましては、届出等の増加に対応し、専門的知識を持つ事業者への業務の一部委託や会計年度任用職員の配置により、迅速かつ適切に対応しております。

今後も、届出件数などの推移を見ながら、業務の進め方の見直しや職員の専門性向上を図り、効果的かつ効率的に業務を進めてまいります。

④解体工事におけるアスベスト除去について、区では、工事の発注者等に対し「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」に基づき、石綿などの除去作業計画や作業方法等を近隣に説明するとともに、石綿の飛散防止対策を講ずるよう指導しております。

引き続き、現場への立ち入り検査などの指導を徹底し、アスベストの飛散により、作業員や近隣住民等に影響が出ないように努めてまいります。

⑤区内では、開発等に伴う解体工事が増加傾向にあり、今後、助成対象となる解体物件が増えることも予想されます。

助成額の引き上げについては、大気汚染防止法改正等による、今後の需要や除去費用に要する経費等の実態把握に努め、他自治体の制度内容等も参考にしながら、調査・研究してまいります。

## 6 大平台みなと荘の料金引き下げについて

第2回定例会で1人の場合や、2～3人の利用料の引き下げを質問しました。区長は、「受益者負担に基づき…」決めていると答えました。

民間のホテルや旅館は、様々な大きさの部屋がありますが、大平台みなと荘はすべてが同じ大きさですから、利用者には選択しようがありません。

料金改定に向けて作った「港区民保養施設事業検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)でも「定員1～2名」の部屋をつくったらとの意見もでています。

大きな部屋を使うのは、利用者には責任がなく「受益者負担」を言う根拠はありません。

区民保養所ですから、みなさんが気軽に行ける環境が必要です。

大平台みなと荘にいかれる方は元気な方です。医療や介護のお世話にならないように頑張っているのですから、せめて安心して気軽に大平台みなと荘にいかれるような

料金に引き下げるべきです。

#### 【区長答弁】

令和2年4月の料金改定では、観光や宿泊業関係の専門家のご意見を伺い、これまで利用の少なかった平日の利用を促進するための見直しを行ってまいりました。

具体的には、利用料金を平日と休前日等に分け、平日料金を安く設定いたしました。

さらに、平日の一部屋を2人から5人で利用する場合には、利用料金を引き下げて、多人数での利用を促進するように設定しております。

コロナ禍の影響で、料金改定の効果はまだ検証できておりませんが、今後の利用状況を注視して、適正な利用料金の設定に努めてまいります。

#### 7 認可保育所における定員割れの助成を継続することについて

民生費で私立認可保育園が定員割れによって運営の危機に直面している深刻な実態を訴えました。

運営費の多くが人件費や子どもたちにかかることに使われています。

0歳児が1人割れば1か月26万3,410円(小規模は35万1,200円)の減収です。このまま定員割れを放置すれば、保育の質の低下を招き、最悪運営できず閉園ということになります。いま、何らかの手立てをとらなければ、待機児解消に大きな役割を果たした私立認可保育園を守ることはできません。私立認可保育園を守ることは港区の責務です。「開設後6年目以降に積立金が増加するなど、運営が安定する」と答弁していますが、それは子どもが定員を満たしていればこそです。待機児解消のために区が誘致し、不動産貸与を受ける時の条件として10年以上の契約が求められています。5年で支援を打ち切るということはあまりにも無責任ではないでしょうか。

特別助成の5年縛りをやめ、私立認可保育園を守ること。

#### 【区長答弁】

私立認可保育園の定員の空きに対する特別助成の期間につきましては、5歳児クラスまでの学齢進行の期間や多くの施設が6年目以降に運営が安定する状況を踏まえ、5年間としております。

区は、私立認可保育園に対し、国が定める運営費に加えて、建物賃借料補助など、様々な補助制度により、きめ細かく支援しております。

引き続き、私立認可保育園の定員の空き状況や収入状況を把握するなど、適切な支援ができるよう努めてまいります。

## 《再質問要旨》

私立認可保育園の現在の定員割れ状況を見ると、小規模保育園は、特別助成が無くなれば即撤退せざるを得ない状況である。その後、保育園が足りなくなっただでは済まされない。

直ちに特別助成の5年縛りは無くすべき。

## 《区長答弁要旨》

私立保育園は、区立保育園と併せて保育需要に応え、待機児童ゼロの実現に大きく貢献していただいている。

区としては、特別助成以外にも、建物賃借料補助事業や宿舍借り上げ支援事業、キャリアアップ補助事業など、様々な補助制度により私立認可保育園をきめ細かく支援している。

今後も、各園の実情に応じ、必要な支援の充実に努める。

## 8 買い物支援の延長について

コロナ感染症の影響により買い物に不安を感じている高齢者世帯へ事業者が代行する買い物支援事業を開始し、当初7月31日までとしていた期間を10月31日まで延長しました。

感染すると重症化する方が多いとされる高齢者にとっては安心できるサービスとして大変喜ばれています。

秋から冬にかけては、インフルエンザと収束の見えないコロナの感染と2重の不安があります。

高齢者の健康と生活の利便性のためにも、当面、買い物支援を年度末まで、延長すべきです。

## 【区長答弁】

現在、多くの店舗では、消毒液や飛沫防止フィルムが設置され、会計時の人との間隔が表示されるなど、感染防止対策が講じられております。また、マスク等も容易に購入できるようになり、「新しい生活様式」が社会全体で定着するなど、高齢者の買い物への不安は、一定程度解消されているものと考えております。

本事業は、予定通り10月31日で終了いたしますが、介護保険の買い物支援サービスや、港区社会福祉協議会が提供する「おむすびサービス」での買い物代行のほか、配送サービスがある店舗をご案内するなど、引き続き、高齢者の買い物を支援してまいります。

## 9 「着脱式」車いすの緊急避難装置について

「JINRIKI(じんりき)クイック」は市販されているほぼすべての車いすに着脱でき、車いすにけん引レバーを装着し、人力車のように、「前輪を浮かせて引く」ための補助装置です。坂道・段差・ぬかるみ・ガレキ等の不整地で車いすを「押して」移動するのは相当の腕力が必要ですが、これを使えば、テコの原理で体重と体全体の力を利用でき、負荷が軽くなり、スムーズな移動が可能になります。

これを開発した会社の社長は「車いす利用者の行動範囲が広がり、多くの人が出かけること、避難することをあきらめずにすむようにしたい」と語っています。

港区でも、特別養護老人ホームや障害者施設に備えたり、車いす利用者への提供など、どういう形で利用できるのか、避難に有効なのか試行すべきだと思います。

### 【区長答弁】

ご提案の災害時に車いすに装着できるけん引レバーは、平らでない場所での車いす利用者の移動や搬送等の場面での利用が考えられます。

今後、製品の安全性や避難行動に対しての有効性、供給体制の確認などを含め、情報収集をまいります。

## 10 田町駅周辺のバリアフリーについて

田町駅西口歩行者デッキが出来て、JRの利用者や地下鉄の利用者の利便性が高まり、近隣の商業ビルにも人の流れが出来ました。三田ステーションビルは都営浅草線にも直結しており、上部階は住宅になっています。エレベーターは1基しかなく、地下鉄を使う人は使用できますが、地上階から歩行者デッキに上がるために使うことは禁止されています。「一般通行厳禁」という心無い貼紙が何カ所にも貼られています。車いすを利用する方、足の悪い方はぐるりと回って国道を渡って反対側のビルのエレベーターを使わなければなりません。港区として関係者と協議し、ステーションビルのエレベーターが利用できるようにすること。

### 【区長答弁】

田町駅西口歩行者デッキと接続する三田ステーションビルは、建物の一部を地下鉄駅施設として管理している東京都交通局が区分所有者となっております。

このビルのエレベーターは地下鉄利用者のバリアフリールートになっており、区は地下鉄利用者に限らず、高齢者や障害者等がエレベーターを利用できるよう東京都交通局に対し、要望をまいります。

## 11 芝公園暫定自転車駐車場の料金の引き下げについて

運営事業者の日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社と港区が結んだ協定書には料金について「周辺の駐車場利用料金と統一性の取れた範囲内で甲乙協議の上定める」とあります。区の暫定自転車駐車場の整備方針にも「既存の歩道上の自転車駐車場との均衡を失しないよう、区の承認を受けて決定する」と定めています。区内のここ以外の暫定自転車駐車場はすべて 100 円からです。統一性を求めるならば他と同じく、利用料金を 100 円からとすべきです。

### 【区長答弁】

芝公園駅暫定自転車駐車場の利用料金は、管理運営事業者である日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社が、公共自転車駐車場の利用料金との均衡を失しないよう、港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例に定める利用料金の範囲内で、区の承認を受けて決定しております。

区は、それぞれの暫定自転車駐車場の管理運営事業者が、施設の立地や利用者の特性、1回当たりの利用時間、周辺の自転車駐車場の利用料金との統一性を考慮して、利用者にとって利用しやすい料金を決定しているものと認識しております。

### 《再質問要旨》

ほかの10か所の暫定自転車駐車場の利用料金は100円であるにもかかわらず、なぜ芝公園駅暫定自転車駐車場の利用料金だけ公共自転車駐車場と同様に150円なのか。さらに、ほかの10か所には管理人もいる。

ほかと同様に利用料金を100円にするべき。

### 《区長答弁要旨》

本利用料金の検討に当たっては、1日の就業時間が8時間を超える方が通勤のために利用することを想定し、区と管理運営事業者で協議した。ほかの暫定自転車駐車場と同様に6時間又は8時間まで100円とすると、利用者は就業時間を超えて、1日当たり200円又は300円を支払う可能性がある。1日当たりの利用料金が安価となり、利用率が高くなると想定し、24時間当たり150円とした。

## 12 国民健康保険における減免について

厚生労働省は、フリーランスの方の収入を「雑所得」として確定申告している場合でも「保険者の個々の判断により、雑収入の収入減少も保険料減免を行うことも可能」との考えが示されました。運動の大きな成果です。

課長は、「雑所得として申告している場合、事業所得として修正申告または更正の請求をし、税額の変更で修正が認められたら減免の対象になることを丁寧に案内しています」との答弁でした。

税務署は税額に変更がない場合は修正申告を受け付けていません。だからこそ自治体の判断にゆだねているのです。

保険者の判断で、雑所得の減収も保険料減免の対象とすること。

#### 【区長答弁】

保険料の減免は、生計を維持するための主たる収入と考えられる事業収入や給与収入等の減収の場合に対象となります。

利子所得や配当所得、一時所得等と同様に、講演料や原稿料などの収入である雑所得が減少した場合は、減免の対象になりません。

雑所得を事業所得として、修正申告や更正の請求をし、税額の変更で修正が認められることで減免対象になること、このことを丁寧に御案内しております。

今後も減免制度を広報みなとや区ホームページで周知するとともに、被保険者からの相談に丁寧に対応してまいります。

#### 13 教職員の定期的なPCR検査の実施について

教育費の答弁で担当課長は「陰性とされた人のうち偽陰性の方が知らぬ間にウイルスを拡散させてしまう危険性もあります。」と述べました。だからこそ、定期的な検査が必要なのです。教職員に感染が広がれば、学校を閉鎖しなければなりません。新型コロナによって2度と子どもたちの学びを止めてはならないはずです。

学校での職員室も含めた感染症防止対策を徹底すること。教職員には定期的にPCR検査を区として実施すること。

#### 【教育長答弁】

各学校は、教育委員会が策定したガイドラインに基づき、体育館やランチルームなどの広い部屋の教室としての活用や、職員室等への飛沫防止のためのアクリル板設置などに取り組んでおります。

今後もそれぞれの施設の実態に応じた感染防止対策を徹底してまいります。

また、教職員の定期的なPCR検査の実施につきましては、PCR検査には早期発見の効果がある一方で、一定の限界もあることから、保健所の指導に基づき、検査の時期やその必要性を総合的に判断して適切に行われるべきと考えております。

今後も感染症対策を徹底して予防に努めるとともに、感染状況に応じた適切な対応

に努めてまいります。

#### 14 区立運動場の利用枠の拡大について

都立芝公園運動場(野球場・テニスコート)は、年間を通じて午後9時まで使えます。

区立の運動場は、期間によって時間の制限があり、麻布野球場と青山野球場の利用時間がバラバラです。

①麻布運動場(野球場・テニスコート)と青山運動場(野球場・テニスコート)の利用時間を、年間を通じて午前8時から午後9時までにする。

②当面、青山野球場の1月4日から3月31日、11月16日～12月30日の利用時間を午後7時まで延長すること。

③テニスコートについては、当面、3月1日～31日、11月1日～30日までを、午後9時まで延長すること。

#### 【教育長答弁】

①まず、運動場の利用時間の拡大についてです。

各運動場の年間を通じた利用時間の拡大につきましては、近隣にお住まいの方々のご理解が必要と考えております。本年2月に実施した、青山運動場の近隣にお住まいの方との懇談会においては、野球、テニスの打球音、夜間照明の明るさ、利用者の歓声、野球ボールが民家に飛び込んだまま放置することなどへの生活環境への影響や、利用団体のマナーについての厳しいご意見をいただきました。

教育委員会では、利用団体への注意喚起に努めながら、近隣にお住まいの方々の利用時間拡大についての理解が得られるよう協議を継続してまいります。

②青山運動場内の野球場の利用時間を冬場に午後7時まで延長することにつきましても、懇談会でいただいた厳しいご意見も踏まえ、利用団体への注意喚起に努め、近隣にお住まいの方との協議を継続してまいります。

③テニスコートの利用時間を3月と11月も午後9時まで延長することにつきましても、利用団体への注意喚起に努めるとともに、現在実施しています運動場利用時間拡大に関するアンケートのテニスコートに対する需要状況等の結果を踏まえ、近隣にお住まいの方々の協議を継続してまいります。